

京都大学大学院教育支援機構SPRINGプログラムの実施に関する規程

令和6年3月29日大学院教育支援機構長裁定

令和6年6月27日大学院教育支援機構長改正

令和6年12月24日大学院教育支援機構長改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）による「次世代研究者挑戦的研究プログラム」の採択を受けて実施する京都大学大学院教育支援機構SPRINGプログラム（以下「プログラム」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(実施体制)

第2条 プログラムの実施を統括するため、事業統括を置き、京都大学大学院教育支援機構長（以下「機構長」という。）をもって充てる。

2 プログラムは、京都大学大学院教育支援機構規程（令和3年達示第49号）第9条の規定により京都大学大学院教育支援機構（以下「機構」という。）に置かれる大学院共通教育部及び国際連携キャリア形成支援部の業務の実施を通じ、推進する。

(研究奨励費及び研究費に係る企画等)

第3条 前条第2項の規定にかかわらず、国際連携キャリア形成支援部が実施する大学院学生に対する経済支援方策の企画及び実施に関する業務のうち、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」助成金の交付を受けて博士後期課程学生に対し支給する研究奨励費（生活費相当額程度の処遇を確保するための経費をいう。）及び研究費（以下「研究奨励費等」という。）に係る企画及び支給等については、次条から第22条までに定めるところによる。

(研究奨励費等の支給額及び支給方法)

第4条 プログラムの支給対象となった学生（以下「支給対象学生」という。）への研究奨励費等の支給額は次の各号に定めるところとする。

- (1) 研究奨励費 年額2,160,000円
- (2) 研究費 年額400,000円

2 前項第2号の研究費については、機構長が支給対象学生の研究等において有意義と認めるときは、総額1,200,000円を限度として支給する。

3 当該年度における支給期間が12月に満たない者の第1項各号の研究奨励費等は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 研究奨励費 年額の12分の1に相当する額に支給する月数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た額を支給する。
- (2) 研究費 支給期間（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）が6月を超える場合は年額を支給し、6月以下の場合は年額の2分の1に相当する額を支給することを原則とする。

4 研究奨励費等は、第1項各号の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める方法で支給する。

- (1) 研究奨励費 原則として1月に1度、支給対象学生の届け出た金融機関の口座に振り込むことにより支給する。なお、留学生への支給は、来日後から可能とする。
- (2) 研究費 本学の会計制度に基づき、支給対象学生の請求に応じて適切に支給する。なお、留学生への支給は、来日後から可能とする。

(研究奨励費等の支給対象)

第5条 研究奨励費等の支給対象は、京都大学博士後期課程、一貫制博士課程の後期3年に相当する課程又は標準修業年限4年の博士課程に在学する学生について、当該課程の標準修業年限以内の期間（出産、育児、傷病、留学等による休学の場合で、機構長が認める期間を除き、休学期間を含む。）

とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、研究奨励費等の支給対象から除外する。

- (1) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員
- (2) 生活費に係る十分な水準（年額2,400,000円）の奨学金を得ている学生
- (3) 所属する大学、企業等から、生活費相当額として十分な水準（年額2,400,000円を基準とする。）の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生
- (4) 国費外国人留学生制度又は本国からの奨学金等の支援を受ける留学生
- (5) 卓越大学院プログラムによる支援を受けている学生で、支援の内容が、十分な生活費相当額の支援に相当すると認められる学生

（支給対象学生の募集）

第6条 機構長は、プログラムの趣旨、目的及び申請資格、研究奨励費等の支給額並びに支給対象学生の責務その他必要な事項を示し、公募により募集する。ただし、特に公募による募集の必要がないと機構長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の募集の時期は原則年2回（春・秋）とする。

（支給対象学生の選考）

第7条 支給対象学生の選考は、対象学生（進学見込みの者を含む。）からの応募に基づき、分野選考委員会による候補者の選考を経て、その推薦に基づき、第14条から第17条までに定める選考委員会（以下「選考委員会」という。）が支給対象学生を選考し、機構長が決定する。ただし、特に機構長が必要と認める場合は、分野選考委員会及び選考委員会による選考を省略できる。

（奨励研究員の称号授与）

第8条 支給対象学生として決定された者には、「京都大学大学院教育支援機構奨励研究員」の称号を付与する。

（分野選考委員会）

第9条 機構に、応募者に係る専門分野に関する高い専門性や能力等を審査し、機構長に候補者を推薦させるため、次の分野ごとに分野選考委員会を置く。

人文・社会分野

情報・AI分野

量子分野

マテリアル分野

健康・医療・生命分野

環境・エネルギー・複合分野

第10条 人文・社会分野の分野選考委員会は、文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、人間・環境学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科及び経営管理研究部が選出する委員各1名以上で組織し、文学研究科を幹事部局とする。

2 情報・AI分野の分野選考委員会は、理学研究科及び情報学研究科が選出する委員各1名以上で組織し、情報学研究科を幹事部局とする。

3 量子分野の分野選考委員会は、理学研究科、工学研究科及び情報学研究科が選出する委員各1名以上で組織し、理学研究科を幹事部局とする。

4 マテリアル分野の分野選考委員会は、理学研究科、医学研究科、薬学研究科及び工学研究科が選出する委員各1名以上で組織し、工学研究科を幹事部局とする。

5 健康・医療・生命分野の分野選考委員会は、理学研究科、医学研究科、薬学研究科及び生命科学研究科が選出する委員各1名以上で組織し、医学研究科を幹事部局とする。

6 環境・エネルギー・複合分野の分野選考委員会は、理学研究科、工学研究科、農学研究科、人間・

環境学研究科、エネルギー科学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、総合生存学館及び地球環境学舎が選出する委員各1名以上で組織し、農学研究科を幹事部局とする。

7 前各項の規定にかかわらず、分野選考委員会には当該各項に定める部局以外の部局の委員を加えることができる。

8 前各項の委員は、機構長が委嘱する。

9 第1項から第7項までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 前条の各分野選考委員会に委員長を置き、当該幹事部局から選出された委員をもって充てる。

2 委員長は、分野選考委員会を招集し、議長となる。

第12条 分野選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 分野選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第13条 第9条から前条までに定めるもののほか、各分野選考委員会に関し必要な事項は、各分野選考委員会が定める。

(選考委員会)

第14条 機構に、分野選考委員会からの候補者推薦を受けた機構長の依頼に基づき、支給対象学生の選考等を行うため、選考委員会を置く。

2 前項の選考は、新規研究分野の開拓又は社会課題解決への貢献等の端緒となる挑戦的・融合的な研究を創造する可能性等の観点から、総合的に行うものとする。

第15条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 機構長

(2) 総長が指名する理事

(3) 学外の有識者 若干名

(4) その他機構長が必要と認める者 若干名

2 前項第3号及び第4号の委員は、機構長が委嘱する。

3 第1項第3号及び第4号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第16条 選考委員会に議長を置き、機構長をもって充てる。

第17条 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前2項に定めるもののほか、選考委員会の議事の運営に関し必要な事項は、選考委員会が定める。

(支給対象学生の責務)

第18条 支給対象学生は、プログラムの趣旨を踏まえ、次の各号に掲げる責務を果たさなければならない。

(1) 研究計画を立て、それを踏まえた研究活動に専念すること。

(2) 研究活動の状況について、必要に応じ所属する研究科及び専攻の長に報告すること。

(3) 本学及びプログラムの対象となる研究科が実施する研究力向上、キャリア形成等に関するプログラム等に参加すること。

(4) ジョブ型研究インターンシップ事業のマッチング専用システムに登録すること。

(5) JSTが行うモニタリング調査に協力すること。

(6) 修了後のキャリアについて、機構が行う10年間以上の追跡調査に協力すること。

2 前項に定める責務の履行について、当該支給対象学生の指導教員は日常的に確認するものとし、同項第1号から第3号までに定める責務について確認及び必要な指導を行うものとする。

(資格の取消し等)

第19条 支給対象学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、支給対象学生の資格を取消し、又は研究奨励費等の支給を一時停止する。この場合において、資格の取消し又は支給の一時停止後の期間に係る研究奨励費等の支給がある場合には、当該支給額は返還しなければならない。

- (1) 第5条第2項のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 前条第1項に定める責務の履行の状況が不十分であると機構長が認めたとき。
- (3) 研究奨励費等の受給辞退の申出があったとき。
- (4) 研究奨励費等の受給に係る応募書類等に虚偽の記載があったとき。
- (5) 除籍されたとき。
- (6) 京都大学通則(昭和28年達示第3号)第53条の規定による懲戒を受けたとき。
- (7) その他機構長が資格を取消し、又は支給を一時停止すべき事由があると判断したとき。

(研究不正等の防止)

第20条 支給対象学生は、当該研究奨励費等の原資が公的資金であることを十分認識し、国立大学法人京都大学における競争的研究費等の適正管理に関する規程(平成26年達示第38号)及び京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程(平成26年達示59号)(次項においてこれを「規程」という。)その他の関係規程等を遵守しなければならない。

- 2 支給対象学生は、規程に定める指示、措置等に従わなければならない。
- 3 支給対象学生が関係した研究費の不正使用又は研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合は、本学が実施する調査に誠実に協力しなければならない。
- 4 機構長は、支給対象学生の第2項の規定の履行について、毎年度確認を行うものとする。

(税金等の納付)

第21条 機構長は、支給対象学生に研究奨励費等の受給に伴い生じる税金、年金保険料等の納付義務を説明しなければならない。

- 2 前項の税金、年金保険料等の納付に係る手続等は、原則として、支給対象学生が行うものとする。

(事務)

第22条 支給対象学生の決定その他研究奨励費等の支給に関する事務は、国際・共通教育推進部において処理する。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、支給対象学生の決定その他研究奨励費等の支給に関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年3月29日から施行し、令和6年3月11日から適用する。
- 2 京都大学大学院教育支援機構プログラムの実施に関する規程(令和3年10月26日大学院教育支援機構長裁定)は廃止する。
- 3 この規程の施行の日前において、廃止前の京都大学科学技術イノベーション創出フェローシップ事業実施要項(以下「旧要項」という。)第14条の規定により決定された支給対象学生が、第19条に基づき研究奨励費等の支給が取り消された場合の新たな支給対象学生の選考は、第7条ただし書の規定にかかわらず、読み替えてなおその効力を有するものとされた旧要項の規定を準用する。

附 則

この規程は、令和6年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月24日から施行する。